

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 6 月 3 0 日
契 約 業 者 名	日工建設 (株)
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区芝 4 - 2 - 9
工 事 の 名 称	R 7 荒川下流右岸小台一丁目地区道路改良他工事
工 事 場 所	東京都足立区小台一丁目地区
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	道路改良工 道路土工 舗装工 排水構造物工 縁石工 防護柵工 構造物撤去工 道路照明設備工 約 3, 0 0 0 m³ 約 6, 0 0 0 m² 約 6 0 0 m 約 1, 0 0 0 m 約 9 0 0 m 1 式 1 8 基
工 期 (自)	令和 7 年 6 月 6 日
工 期 (至)	令和 8 年 1 0 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 7 5, 0 0 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 5 5, 6 6 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	3 3 0, 6 6 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	- 道路土工 関係機関協議により設計付に修正が生じたため、掘削工を増工する。 - 舗装工 関係機関協議により設計付に修正が生じたため、アスファルト舗装工・透水性舗装工・薄層ガー舗装工を増工する。 関係機関との調整により、コンクリート舗装工を増工する。 - 排水構造物工 関係機関協議により設計付に修正が生じたため、作業土工・側溝工・排水工を増工する。 工事間調整の結果、管渠工を減工する。 現地調査により、マンホール高さが設計と異なっていたため、集水桝・マンホール工を増工する。 - 縁石工 関係機関協議により設計付に修正が生じたため、縁石工を増工する。 - 防止柵工 関係機関協議により設計付に修正が生じたため、路側防護施設工・防止柵工を増工する。 - 標識工 設計照査の結果、復旧箇所不足があったため、増工する。 - 補助 1 1 8 号暫定取付工 関係機関協議により設計付に修正が生じたため、集水桝・マンホール工・小型標識工を増工する。 - 構造物撤去工 関係機関への引渡しにより本工事で構造物撤去を施工する必要が生じたため、防護柵撤去工・構造物取壊し工・縁石撤去工・運搬処理工を増工する。 - 道路照明設備工 関係機関協議により設計付に修正が生じたため、道路照明設備設置工・照明灯基礎設置工・配管・配線工・道路照明設備撤去工・照明灯基礎撤去工・配管・配線撤去工を増工する。 - 仮設工 警察協議の結果、交通誘導員の配置について指示があったため、交通管理工を増工する。 工事間調整の結果、土留・仮締切工・防護施設工を減工する。 - 工期 工期は、排水構造物工・標識工・構造物撤去工の増工により、122日間延長し、令和 8 年 1 0 月 3 0 日までとする。